

開示決定・不開示決定・開示請求に係る不作為に対する不服申立て

Q1. 不服申立てとは？

A1. 「不開示決定を受けた」、「自分のことが書かれている文書を不開示にしてほしいのに開示決定された」、「開示請求をしたが、期限までに開示・不開示の決定がされない（不作為）」というような場合には、開示決定・不開示決定（開示決定等）の取消し・変更や開示決定等を行うよう、行政機関の長（大臣等）又は独立行政法人等に審査請求することができます。

審査請求を受けた行政機関の長又は独立行政法人等は、開示決定等が正しかったのか、開示決定等を行っていないことが違法・不当であるか検討し、開示決定等の取消し・変更等を行わなければなりません。
なお、審査請求には費用はかかりません。

Q2. 審査請求はどうやってすればいいの？

A2. 審査請求は、

- (1) 審査請求先である行政機関の長又は独立行政法人等に対して、
 - (2) 審査請求期間内（開示決定等があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内）（※）に、
 - (3) 必要な事項を記載した書面により
- しなければなりません。

(1)と(2)は、開示決定等通知書に記載されています（裏面に記載されている場合もあります。）。

(3)の「必要な事項」や書面の様式については、開示決定等をした（又は審査請求先である）行政機関又は独立行政法人等の情報公開担当窓口にお問い合わせください。また、書面の提出は、直接窓口で行うほか、郵送で行うこともできます。

※不作為に対する審査請求の場合は、開示請求から相当期間が経過したとき。

Q3. 審査請求の手続はどうなっているの？

A3. 審査請求を受けた行政機関の長又は独立行政法人等は、原則として情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を受けて審査請求に対する結論（裁決）を出すことになります。審査請求人は、審査会に対して意見書を提出したり、口頭で意見を述べることができます。

